

第9、結論—被控訴人の行為は人格権侵害であり、権利濫用・信義則違反である

1、以上のとおり、控訴人らの本訴請求が認められるべきであることを十分に主張・立証したと確信している。

控訴人らの住居は、基地局鉄塔から最短 40 メートル（控訴人川勝聖一）の位置にある。作業所はわずかに 27 メートルである。御庁裁判所は、甲第 20 号証の 1 ないし 4 の写真を凝視していただきたい。この鉄塔の下で毎日毎日生活するその気持ちを思い描いていただきたい。そして、さらに甲第 20 号証の 5、6 の写真、すなわち控訴人らが代替地として提供した第一候補地から控訴人ら居住地区を見た写真とを、よく比較していただきたい。この第一候補地は、農地の真ん中に存している。せめてこの場所に建設してほしい、という控訴人らの願いはそんなに無理な要望なのであろうか。裁判所の妨害禁止の仮処分決定を得てまで、工事を強行しなければならないほどの無理難題の要求なのであろうか。

そうではないことは自明である。被控訴人の行為こそ日本の業界最大大手企業の横暴極まりない、「強者の論理」に基づいた、おごりの行為なのである。

2、控訴人らの移転の要望を拒否し、建設を強行し、毎日毎日 24 時間絶え間なく、控訴人らに危険な電磁波をあびせ続けている被控訴人の行為は、控訴人らの人格権を侵害しており、直ちに停止されるべきである。

控訴審において立証したように（第6）、控訴人らの健康にはすでに異常が生じ始めている。宮田医師の診断書によって、すでに他覚的所見として確認できるのである。もちろん本人が訴える自覚症状は、より多数在している。控訴人らはこれ以上健康被害がより明確に、より悪化するまで、ひたすらこの現状に耐え続け、電磁波を浴び続けな

ければいけないのであろうか。人体実験モルモットとして、ただひたすら耐え続けなければならないのであろうか。理不尽極まりないことである。

- 3、この被控訴人の行為は、社会正義に反しており、日本の業界最大の企業に求められる企業倫理にも反しているのであって、権利の濫用であり、信義則にも反しているのである。この点においても被控訴人の行為は直ちに停止されるべきである。

被控訴人は代替地の提供に誠実に対応しさえすれば、操業差止めなどの事態を生じることにはなかったのである。

- 4、よって、控訴人らの本訴請求は当然に認められるべきである。